

衆議院法務委員会ニュース

平成 28. 3. 30 第 190 回国会第 7 号

3 月 30 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 57 号）

- ・岩城法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・岩城法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

宮澤博行君（自民）

- ・今回の改正で認知機能が不十分な高齢者・障害者の法的支援の充実を行うこととしているが、どのような経緯・理由でこの結論に至ったのか、法務大臣に伺いたい。
- ・認知機能が十分でないため自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者に対する代理援助及び書類作成援助について、「認知機能が十分でない」とはどのように判断するのか、「自立した生活を営むために必要とする公的給付」とは何か、「公的給付に係る行政不服申立手続」とは具体的に何を想定しているのか。
- ・資力要件のない無料法律相談を内容とする大規模災害被災者の援助について、対象となる大規模災害はどのように判断され、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区はどのように判断されるのか。また、援助について、大規模災害の発生の日から 1 年を超えない範囲内の政令で定める期間に限定したのはなぜなのか、見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・本法案において民事法律扶助事業の拡大の対象となる「認知機能が十分でない者」の判断に当たっては医師の診断書等に基づく審査ではなく、支援に普段当たっている福祉機関の判断に従うなど、対象者を幅広く認めるべきではないか。
- ・早期の弁護士の介入による事案の解決を目的とし、本法案において創設されるストーカー、児童虐待及びDVの被害者に対する法律相談援助については、費用負担への懸念から利用をちゅうちょし、被害が拡大することがないよう費用負担を要することとなる資力の基準を相当程度緩和すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案において創設される一定の大規模災害の被災者の援助については、改正案が規定する「著しく異常かつ激甚な非常災害」に限ることなく、対象とすべきではないか。

清水忠史君（共産）

- ・高齢者・障害者等の認知機能が十分でない者に対する法律相談援助に関して、法務省に設置された「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の報告書で示された無料法律相談とするという方針を取り入れなかった理由を伺いたい。
- ・認知機能が十分でない者に対する代理援助等について、生活保護申請などの行政機関への申請行為等まで対象範囲を拡充すべきではないか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・親から虐待を受けている未成年者等、法定代理人の合意が得られないために代理援助等の契約ができない場合の対応について、伺いたい。

木下智彦君（おおさか）

- ・今回の改正については、認知機能の十分さや費用負担の有無を判断するための基準など、法律案で定められていない部分が多すぎるのではないかと思うが、今後、どのように運用していこうと考えているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・高齢者・障害者で認知機能が十分でない者及びストーカー等の被害者に対する法律相談援助に関しては、資力のある者には費用の負担を求めるということであるが、どのような基準で費用負担の有無を判断するのか、法務省に伺いたい。
- ・民間の法律事務所が、日本司法支援センターが実施するものと同じような法律相談援助等の活動を行う際に、不当な基準を定めて利用者に費用負担を求めることがないように、政府がきちんと基準を定めておく必要があると思うが、法務大臣の見解を伺いたい。

逢坂誠二君（民進）

- ・高齢者・障害者で認知機能が十分でない者やストーカー等被害者に対する「資力を問わない法律相談援助」について、費用の負担を要するか否かを判断するための資力

の確認は、どの時点で誰がどのように行うのか、伺いたい。

- ・大規模災害の被災者の援助について、「著しく異常かつ激甚な非常災害」に該当する例として、東日本大震災や阪神淡路大震災を挙げているが、個々の被災者の被害の深刻さから見れば、災害の規模は関係ないことから、今後、該当する災害規模について検討の余地はあるのか、伺いたい。
- ・法務省所管の法人である日本司法支援センター（法テラス）の業務の拡大は政府の関与が大きくなることを意味し、このことによって民間弁護士の業務への圧迫、あつれきが懸念されることから、法テラスの役割について考察の余地を残しておくべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井 出 庸 生 君（民進）

- ・ハンセン病患者の刑事裁判を非公開の特別法廷で行っていたことについて、最高裁判所の調査委員会が調査結果を公表する際には、反省の声明を出すこと及び裁判の公開の原則についての見解を示すことが求められると考えるが、最高裁判所当局に見解を伺いたい。
- ・司法へのアクセスについて経済的な障害を抱える者を対象としてきたこれまでの法テラスの在り方が、今後も維持されるべきものであるかを検証する観点から、弁護士の相談費用等の司法アクセスに掛かる費用に関する実態調査を弁護士会の協力を得ながら行う必要があると考えるが、見解を伺いたい。
- ・児童虐待を受けている小中学生が自発的に法テラスに相談することは考えにくいため、児童虐待を受けている者の周囲の人からの相談や通報についても法テラスで対応できるようにする必要があると考えるが、見解を伺いたい。
- ・鹿児島県警察による捜査の放置について、捜査担当者は訓戒処分とされたが、その処分は妥当なものであるのか、また、捜査を約7年間放置したことが刑事手続に与える影響について、警察庁の見解を伺いたい。